

上田市営住宅等に関する条例の一部改正について

1 改正の概要

市営住宅を取り巻く管理・運営面の諸課題について、専門的かつ中立的な立場から調査審議を行う附属機関として、上田市営住宅審議会を設置するため、所要の改正を行うもの

2 改正の背景

昭和40～50年代に整備された市営住宅は、建物や設備の老朽化や入居者の高齢化・単身化に伴い、管理・運営上の課題が顕在化している。

これらに対応するため、市営住宅の役割や供給規模、住宅セーフティネット機能、民間賃貸住宅との役割分担などを、専門的知見と市民・公益的視点から総合的に検討する必要がある。

このため、地方自治法第138条の4第3項に基づき「上田市営住宅審議会」を設置し、重要事項の調査審議結果を今後の施策や市営住宅等長寿命化計画の見直し等に反映する。

3 上田市営住宅審議会の概要

(1) 審議内容

市営住宅の管理運営、適正な規模及び配置その他の市営住宅に関する重要事項

(2) 委員定数 6人以内

(3) 学識経験を有する者

4 施行期日

公布の日